

平成24年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成24年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

【監督実施状況】

平成24年に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により定期監督等を実施した事業場は111件でした。このうち何らかの法違反が認められ是正勧告等を行った事業場は818件で、違反率は73・6%でした。前年の違反率61・2%と比べると違反率が12・4ポイント増加しました。なお平成24年は、前年に比べて58件監督件数が増加しましたが、これは主に商業のほか、警備業、ビルメンテナンス業、印刷業を対象に集中的な監督指導を実施したため

す。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、機械設備の補修取替え等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは34件あり、前年の21件と比べて13件増加しました。平成24年度は、エレベーターや簡易リフトに対する命令が増加したのが特徴です。

法違反の状況

主要な法違反の状況を見ると、違反件数は、労働基準法関係では、36協定の未締結や不適切運用

などの労働時間に関するものが359件と最も多く、次いでサービス残業や割増賃金の単価不足などの割増賃金に関するもの246件、就業規則の未作成、未届出などに関するもの143件、労働条件通知書の未交付や項目漏れなどの労働条件の明示に関するもの130件の順となっています。前年と比べて、特に労働時間に関する違反は88件割増賃金に関する違反は80件も増加しました。

労働安全衛生法関係では、一般健康診断や有害物にかかる健康診断の未実施に関するものが256件と最も多く、次いで機械の安全装置不備や墜落防止対策の未実施などの安全基準に関するもの159件、フォークリフト、クレーン、動力プレス、乾燥設備、局所排気装置などの定期自主検査に関するもの99件、局所排気装置の未設置、有害物に関する表示なし、防じんマスクの未着用など

の衛生基準に関するもの85件、衛生管理者の未選任に関するもの84件、足場、型枠、掘削、動力プレス、乾燥設備などの作業主任者の未選任やその職務未実施などに関するもの63件の順となっています。前年と比べ、安全基準に関する違反は86件、衛生基準に関する違反は64件、健康診断に関する違反は95件増加しました。これは、本年度が第11次労働災害防止計画の最終年度であり、製造業、建設業、道路貨物運送業のほか商業などの第3次産業における労働災害防止の観点で行政指導を行ったためです。

現状と問題点、今後の指導方針

平成24年は、円高など引き続き厳しい経済情勢ではありましたが、景気回復基調も認められ、一部事業場では未だ雇用調整がある一方、建設業などでは長時間労働などが認められました。

個別の事業場における

過重労働や賃金不払残業の解消に関する当署への相談や投書、厚生労働省への情報メールは引き続き数多く寄せられました。このため、労務管理に問題があるおそれのある個別事業場に限らず、長時間労働や賃金不払残業のおそれのある業種に対する監督指導も継続します。

その他

定期監督等とは、労働基準行政運営方針に基づき対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に一般労働条件の確保、労働災害防止を図るため計画的に行う定期監督と労働災害の発生を契機として随時に行う災害時監督、災害調査のことです。定期監督は、個別の情報と契機とすることもありますが、多くは、労働基準行政の重点課題を踏まえ、過去の違反状況などを参考に、その対象事業場を選定しています。定期監督等の結果、問

平成 24 年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法・最低賃金法)							違反状況(労働安全衛生法)										計画の届出	計	
					労働条件の明示	賃金不払最低賃金効力	労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定			健康診断
製造業	345	265	76.8	31	30	20	99	52	32	9	11	5	36	56	8	95	75	90	16	26	43	101	2	29
建設業	135	90	66.7	3	3	0	9	9	3	0	2	0	2	1	0	50	9	2	2	1	0	3	0	0
運輸交通業	116	90	77.6	0	11	5	72	27	13	0	15	2	5	2	10	6	0	5	0	1	0	33	0	0
商業	242	183	75.6	0	39	26	86	69	47	3	37	0	9	1	5	3	0	1	0	0	0	50	0	1
接客娯楽業	34	27	79.4	0	5	1	13	16	8	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0
その他の事業	85	70	82.4	0	11	18	40	31	15	3	10	0	16	0	11	1	0	1	0	1	0	31	0	0
上記以外の業種	154	93	60.4	0	31	8	40	42	25	1	11	0	14	3	7	4	1	0	0	2	1	25	0	0
合計	1,111	818	73.6	34	130	78	359	246	143	16	92	7	84	63	41	159	85	99	18	31	44	256	2	30

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

(件)

平成24年 申告処理状況

名古屋北労働基準監督署

業種	申告処理件数	同比率(%)	申告事項					最低賃金法	労働安全衛生法
			労働基準法		その他	賃金不払	解雇		
			賃金不払	解雇					
製造業	23	5.2	15	0	1	2	0	0	
建設業	53	11.9	44	4	0	1	2	0	
運輸交通業	30	6.7	19	4	2	8	0	1	
商業	75	16.8	63	7	0	1	3	0	
接客娯楽業	109	24.4	75	9	1	4	2	0	
その他の事業	53	11.9	71	5	1	8	1	0	
上記以外の業種	103	23.1	46	12	0	4	2	0	
合計	446	100.0	333	41	5	28	10	1	

※申告事項は、重複計上しています。

(件)

【申告処理状況】
 申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準監督機関に申し立てることをいいますが、その

多くは労働者自身の権利救済を目的に行われます。申告を受けて労働基準監督官は、申告処理を行うため、事業場を臨検し、又は事業主や労働者の出頭を求めて法違反の有無を調査し、違反が認められた場合には、是正勧告などにより改善を求めます。

業種別件数

申告事案を業種別にみると、接客娯楽業が109件と最も多く、次に商業の75件となっています。当署は、中区、東区などの繁華街を管轄を持つことから、非工業的業種が過半数を占めています。

特に飲食店は興味が激しく、経営者が労働関係法令に疎い場合も見受けられます。

申告内容

申告事案のうち、最も多い申告事項は、賃金不払の333件で全体の約4分の3を占めており、次いで、解雇に関するものが41件となっています。申告処理件数と申告内容については、前年と比べ減少していますが、事実上の事業廃止に伴う賃金の立替払制度の申請件数に減少傾向は認められません。